

令和6年度 第1回室根地区学校運営支援協議会

期日 令和6年5月29日(水)

時間 14:50~15:50

会場 室根小学校多目的室1

〈 次 第 〉

司会：事務局校副校長

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会場校校長あいさつ
- 4 出席者紹介（自己紹介）
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議事（議長：会長）
 - (1) 年間計画について
 - (2) 令和6年度学校経営の基本方針について
室根小学校・室根中学校
 - (3) その他
- 7 情報交換
- 8 その他
- 9 閉会

令和6年度 室根地区学校運営支援協議会 委員名簿

1		小山 賢一
2		三浦 正勝
3		加藤 美津男
4		及川 豊
5		横澤 隆浩
6		小松 陽子
7		吉田 晴美
8	室根こども園 園長	小野 文枝
9	こまどり保育園 園長	小野寺 京子
10		及川 賢人
11		及川 正幸
12	室根小学校 校長	佐藤 泰彦
13	室根中学校 校長	菅原 宰喜
14	室根小学校 副校長	千葉 英悦
15	室根中学校 副校長	那須 聡

会長・副会長の選出について

会 長	
副会長	
副会長	

【議事】

(1) 年間計画

	日時	会場	主な内容
第1回	5月29日(水) 13:55～	室根小	基本的な方針の承認
第2回	11月 日() 14:00～	室根中	諸課題に関する熟議
第3回	2月26日(水) 15:00～	室根小	学校運営に関する評価

(2) 各校の基本的な方針 (別紙参照)

(3) その他

令和6年度 室根小学校 学校経営の基本

I 学校教育目標

1 基本目標

豊かな心でやりぬく室根の子

2 めざす児童像

(1) 考える子

- 基礎的な知識・技能を身に付けた子ども
- 思考力・判断力・表現力を身に付けた子ども
- 主体的に学習に取り組む子ども

(2) 明るい子

- 礼儀正しく、明るく元気な子ども
- 他人を思いやり、仲よく協力する子ども
- 困難にくじけず、最後まで頑張ろうとする子ども

(3) 強い子

- めあてをもって、進んで体を鍛える子ども
- 健康的な生活習慣を身に付けた子ども
- 安全に気を付けて生活する子ども

II 学校像と教師像

1 めざす学校像

- (1) 明るく意欲に燃え、感動のある学校
- (2) 個性を尊重し、互いに認め合う学校
- (3) 心身ともに健康で、気力あふれる学校
- (4) 清潔で美しく、安全な学校
- (5) 家庭・地域とともに歩む学校

2 めざす教師像

- (1) 使命感にあふれ自己研鑽に励む教師
- (2) 熱意・誠意をもって実践する教師
- (3) 教育的愛情にあふれ信頼される教師

III 学校経営方針

- 1 児童の学ぶ意欲の高揚と学力向上のための授業改善、指導力の向上を目指す
- 2 自己肯定感をもち、自信をもって行動できる児童の育成を目指す。
- 3 全教育活動を通じて「いじめをしない、させない、許さない」という土壌を作り、安心安全な学校づくりに努める。
- 4 ふるさとやそこで生きる人を愛し、ふるさとを大切にする児童の育成を目指す。
- 5 報告・連絡・相談がしっかり行われ、全教職員の協働体制による教育活動を推進する。
- 6 地域とともにある学校づくりに努める。

IV 学校経営の重点

1 学習指導の充実による学力向上

(1) 学習指導要領をふまえた授業改善

- ア 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善（教師主導型からの脱却）
- イ 思考力・判断力・表現力を育てる学習指導の充実
- ウ 言語活動の充実（聞く、発表する、話し合う、考えをまとめる、振り返る等の意図的な場の設定）

(2) 基礎的・基本的な内容の定着と基礎学力の向上

- ア 学習規律の徹底
- イ 朝活動「パワーアップタイム（音読・ます計算・漢字）」の充実
- ウ 読書指導の充実
- エ 目的意識を持った家庭学習の定着

(3) 校内研究・現職研修による指導力の向上

- ア 重点研究の充実と指導法の改善（市研究指定 算数）
- イ 学力分析をもとに個に応じた指導改善と補充指導
- ウ 校外研修へ積極的に参加し、専門性及び指導力の向上

2 心の教育の充実

(1) 児童理解に基づく学級経営の充実

- ア 一人一人のよさを見とり、所属感や満足感を味わわせることのできる教育活動の工夫
→自己肯定感の育成
- イ 具体的な目標設定と、その実現に向けた支援（言葉がけや環境づくり）
（小さな達成感、手応えの積み重ねを自信につなげる）

(2) 好ましい人間関係の醸成と基本的生活習慣の形成

- ア 生活及びいじめ等のアンケート、諸調査の実施と教育相談の充実
- イ 「あいさつ」「返事」「後始末」の習慣形成指導の徹底（しっかりと声に出して伝える）
- ウ 優しい言葉（ふわふわ言葉）が自然に言える児童の育成（相手を意識した言語環境の整備）
- エ 約束事・ルールを理解と守る意識の高揚（善悪の判断、行動化）

(3) 道徳教育の充実

- ア 特別の教科道徳の授業改善及び研修の推進
- イ 命を大切にす指導の充実

(4) 体験活動の充実

- ア 社会体験、自然体験など、各種体験活動の推進
- イ 縦割り活動、集会活動を生かした異学年の関係強化

3 体力向上・健康安全教育の充実

(1) 体力向上の取組

- ア 運動の楽しさを味わわせる体育授業の展開
- イ 業間運動（マラソン）、縄跳び、外遊び、60運動、ダンス等による運動の日常化

(2) 望ましい健康習慣の形成

- ア 基本的生活リズムと衛生習慣の確立（家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進）
- イ 学校給食を通じた食指導の充実と家庭と連携した肥満防止
- ウ う歯予防と治療の推進
- エ 情報モラル指導を通じた安全や健康を害する行動の抑制（居間8ルール、家庭ルールの実行）

(3) 安全指導と事故防止の徹底

- ア 通学指導とスクールバス指導の継続
- イ 怪我や事故を未然に防ぐための意識の高揚と洞察力や判断力の育成

4 特別支援教育の充実

(1) 教育支援体制の整備

- ア 特別支援教育に対する共通理解、支援体制の確立、積極的な交流学习の推進
- イ 関係機関、専門機関との連携強化

(2) 指導・支援の充実

- ア 支援や配慮を要する児童への理解と実態にあった教育形態の工夫及び教育活動の充実
- イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と整備

5 いわての復興教育の推進

(1) 教育課程に位置付けた復興教育の推進

- ア 全体計画や年間指導計画に基づいた実践と見直し
- イ 被災地見学、地域の特色を生かした体験学習を通じた、自分の生き方やあり方につなげる取組の充実

(2) 実情に合わせた防災教育の推進

- ア 「自分の命は自分で守る」意識を育て、考えて行動できる児童の育成
- イ 防災学習、避難訓練、緊急時引き渡し訓練の実施と見直し・改善

6 家庭・地域とともにある学校づくりの推進

(1) 保護者・地域及び関係機関との積極的連携の推進

- ア 家庭とともに進める「まなびフェスト」の取組
- イ 家庭・地域との連携による見守り活動の実施
- ウ 幼保小連携、小中連携の充実と円滑な接続

(2) 地域と学校の連携・協働の充実

- ア 学校運営支援協議会による学校運営の充実
- イ 地域学校協働本部事業の積極的な活用
地域学校協働活動推進員（コーディネーター）との連携・協働を推進

豊かな心でやりぬく室根の子 室根小学校「まなびフエスト」2024

児童会スローガン
「和」

考えの子 (学びの力)

児童 1 「確かな学力」の定着 ・話をよく聞き、自分の考えを表現する。 ・「音読・漢字・復習」の取り組みをします。 ・「算数」の取組をします。	学校 「確かな学力」の定着 ・わかかる授業を行います。 ・「音読・漢字・復習」の取り組みをします。	家庭 「確かな学力」の定着 ・子どもが「読む・書く・計算・推論」の力を伸ばすように励まします。 ・家庭での読書習慣を身につけさせます。
2 読書活動 ・図書の利用を進め、身のまわりの読書習慣を身につけさせます。	3 家庭学習 ・家庭学習に目的意識を持たせさせます。	4 読書活動 ・読書環境を整え、学習意欲を高め、読書習慣を身につけさせます。

- <達成目標>
- 1 確かな学力
・「授業がよくわかる」80%以上
 - 2 読書活動
・低学年100冊 中学年80冊 高学年50冊
 - 3 家庭学習
・「自分のための家庭学習をする」90%以上

明るいき (心の力)

児童 4 元気にあいさつ・返事 ・相手に声をかけ、返事をします。 ・元気にあいさつ・返事をします。	学校 元気にあいさつ・返事 ・元気にあいさつ・返事が返ります。	家庭 元気にあいさつ・返事 ・「聞こえのいい返事」を返さします。
5 温かな人間関係 ・優しい言葉を使い、大きな声で話します。 ・他者を思いやり、優しさを伝えます。	6 相手に伝えようとする心 ・気持ちを伝えようとする心を持ち、相手に伝えます。	7 温かな人間関係 ・家族の話をよく聞き、話を分かち合います。

- <達成目標>
- 4 元気にあいさつ・返事
・「聞こえのいい返事ができる」90%以上
 - 5 温かな人間関係
・「思いやりの心で人と関わる」90%以上
 - 6 相手に伝えようとする心
・「自分の気持ちを相手にしっかりと伝える」90%以上

強い子 (くらしの力)

児童 7 体力の向上 ・あてをもち、運動をします。 ・元気に遊びます。	学校 7 体力の向上 ・体育授業で運動の楽しさを味わいます。 ・授業の目的意識を持っています。	家庭 7 体力の向上 ・外遊びなどで運動をします。
8 生活のリズム ・生活リズムを確立し、生活指導を行います。	9 安全なくらし ・交通安全や防火安全の指導を徹底します。	10 安全なくらし ・デジタルデバイス使用のきまりを守ります。

- <達成目標>
- 7 体力の向上
・「めあてをもって運動する」90%以上
 - 8 生活のリズム
・「情報メディア使用のきまりを守る」80%以上
 - 9 安全なくらし
・「事故やけがに気をつけてくらし」90%以上

令和6年度 学校経営基本方針

(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(教育基本法第1条)

1 学校教育目標

心身共に健康で、自ら行動できる人間性豊かな生徒の育成 〈生きる力〉

- ・意欲をもち、主体的に学ぶ生徒 〈確かな学力〉
- ・心豊かで、思いやりのある生徒 〈豊かな人間性〉
- ・体を鍛え、最後までやり抜く生徒 〈健康・体力〉

2 方針

- (1) 教職員のチーム体制を構築し、組織的・機動的に教育活動を行う。
- (2) 合理的・効率的な教育課程の編成を工夫する。
- (3) 家庭や地域社会、外部専門機関等と連携する。

3 具体目標 (重点)

〈確かな学力〉

- (1) わかる授業を実践する。
- (2) 家庭学習の習慣化を図る。

〈豊かな人間性〉

- (1) 一人一人が安心して生活できる居場所作りに努める。
- (2) 主体的な生徒活動や行事等により、絆づくりに努める。
- (3) 挨拶やマナー指導等により、品格形成に努める。
- (4) 環境美化・奉仕活動等により、勤労奉仕や思いやりの心を育む。

〈健康・体力〉

- (1) 心身の健康に関する教育を充実させる。
- (2) 危機管理を徹底し、安全な学校作りに努める。

5 具体的方策

	具体目標（重点）	方策（指導上の留意点）	関係事業等
〈確かな学力〉	(1) わかる授業を実践する。	①いわての授業づくり3つの視点を実践する ②研究授業を行い、校外研修に積極的に参加する。 ③キャリア教育の充実を図る。 ④地域人材や地域教材を活用する。 ⑤授業のユニバーサルデザイン化を意識する。	・校内研究会 ・校外研修会 ・諸調査の分析 ・小中交流会 ・社会体験学習 ・ゲストティーチャー ・特別支援教育
	(2) 家庭学習の習慣化を図る。	①1日1時間以上の家庭学習ができるよう、適切な課題を提示する。また、適切に評価する。 ②家庭学習がしやすい環境作りのために、家庭と協力する。	・学力向上委員会 ・委員会活動 ・メディアコントロール ・教育振興運動
〈豊かな人間性〉	(1) 一人一人が安心して生活できる居場所作りに努める。	①学級経営において、ルールとリレーションがバランス良く成立することを目指す。 ②随時相談や定期的なアンケート、QU調査等により、教育相談を密に行う。 ③SCや外部専門機関と連携する。	・QU調査と対応の学習会 ・アンケート調査 ・道徳教育の充実 ・読書指導
	(2) 主体的な生徒活動や行事等により、絆づくりに努める。	①学級・生徒会の自治活動を育てる。 ②行事の精選を行いながら、より充実した内容となるよう工夫する。 ③生徒の主体的な部活動運営に努める。	・学級活動 ・生徒会活動 ・行事運営 ・部活動
	(3) 挨拶やマナー指導等により、品格形成に努める。	①教職員も積極的な挨拶を実践しながら、生徒会の挨拶運動を後押しする。 ②日常生活や受験面接指導、校外活動等の機会を活用し、社会のマナーを学習させる。	・生徒会活動 ・受験指導 ・社会体験学習 ・大会、等
	(4) 環境美化・奉仕活動等により、勤労奉仕や思いやりの心を育む。	①清掃活動の意義を理解し、しっかり取り組めるよう指導する。 ②校内外の奉仕活動を積極的に設定する。 ③他を思いやる行動を、積極的に評価する。	・清掃活動 ・花壇整備 ・ボランティア ・地域行事
〈健康・体力〉	(1) 心身の健康に関する教育を充実させる。	①十分な食事と睡眠、歯磨きの重要性を家庭と協力しながら指導する。 ②適切な内容と量の部活動や体育の授業等を通して、運動習慣を身につけさせる。 ③情報機器やゲーム機等の使用は、家庭のルールを遵守するよう家庭と協力する。(市の基準：夜9時以降は使用しない。)	・食育指導 ・外部講師の活用 ・各種検診 ・部活動 ・情報モラル教育 ・教育振興運動 ・広報活動
	(2) 危機管理を徹底し、安全な学校作りに努める。	①危機管理マニュアルを随時見直し、職員で共有する。 ②復興や防災に関する教育を積極的に行う。	・復興教育 ・防災教育 ・感染症対策

令和6年度
室根中『まなびフェスト』

【学校教育目標】

- 心身共に健康で、自ら行動できる人間性豊かな生徒の育成 〈生きる力〉
- ・意欲をもち、主体的に学ぶ生徒 〈確かな学力〉
 - ・心豊かで、思いやりのある生徒 〈豊かな人間性〉
 - ・体を鍛え、最後までやり抜く生徒 〈健康・体力〉

〈確かな学力〉

- 「わかる授業」の実践
- 家庭学習の習慣化
- キャリア教育の充実
- 授業のユニバーサルデザイン化

〈豊かな人間性〉

- 一人一人が安心して生活できる居場所づくり
- 生徒活動、行事等の充実
- 挨拶、マナー指導による品格形成
- 美化・奉仕活動の活発化

〈健康・体力〉

- 健康教育の充実
- 危機管理を徹底した安全な学校環境づくり
- 情報機器やゲームとの適切なつきあい

学校の取り組み

(指標：生徒・保護者・教職員の肯定的回答 80%以上)

○授業がわかる 【80%】

○家庭学習に毎日取り組む 【80%】

○安心な生活と感じる 【80%】

○行事等に取り組む 【80%】
○積極的に挨拶する 【80%】
○掃除に取り組む 【80%】

○健康を心がける 【80%】

(食事・睡眠・歯磨き)
○安全な学校と感じる 【80%】
○スマホ・ゲーム等使用の家庭のルールを守る 【80%】

ご家庭へのお願い

- ☆家庭学習（課題や自主学習）に集中して取り組める環境づくりと励ましをお願いします。
- ☆子どもの良いところを見つけ、褒めてください。「ありがとう」「助かったよ」「さすがだね」
- ☆子どもの悩みを聞き、学校と協力して解決を目指しましょう。
- ☆家庭でも積極的に挨拶をしましょう。「おはよう」「お帰り」「おやすみなさい」
- ☆掃除や食事のあとかたづけ等の手伝いをさせましょう。
- ☆「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をお願いします。
- ☆歯磨きの習慣化をお願いします。
- ☆情報機器やゲーム等に関して、親子で話し合い、家庭内のルール作りをお願いします。

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の校長
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
 - (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
 - (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- 2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。
 - (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。